

暴風警報が発せられた場合の授業について

- 1 授業の実施場所において暴風警報が発令された場合、発令中は授業を行わない。
- 2 暴風警報が下記の時刻に解除された場合には授業を行う。
 - 昼間主コース
 - (1) 午前6時までに警報が解除された場合は、平常の時間割どおり第1限目から授業を開始する。
 - (2) 午前10時までに警報が解除された場合は、平常の時間割により第3限目から授業を開始する。
 - 夜間主コース
 - (1) 午後3時までに警報が解除された場合は、平常の時間割どおり午後5時50分から授業を開始する。
- 3 警報解除後においても被害甚大の場合には、授業を行わないことがある。

交通機関スト時における授業について

授業は、原則として平常どおりとする。ただし、開講時間が遅れることもある。